

観音寺市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市人権擁護に関する条例（平成17年観音寺市条例第101号）の理念に基づき、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、性の多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく生きる社会を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（どのような性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。）や性自認（自己の性別についての認識をいう。）のあり方が多数者と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力している又は協力し合うことを約した、その一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある2人が、子（実子又は養子をいう。）、親（養親をいう。）その他市長が認める者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）と家族として協力している又は協力し合うことを約した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ・ファミリーシップ関係にあることを、市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある2人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本市に住所を有していること。
 - イ 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が本市への転入を予定していること。
 - ウ 双方が本市への転入を予定していること。

- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方とも他の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) パートナーシップにある当事者同士が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。）。

2 ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにある者以外の者とのファミリーシップの関係にないこと。
- (2) ファミリーシップ対象者と、同居又は生計が同一であること。ただし、未成年の子はパートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 前条の要件を満たすことがわかる戸籍抄本。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍である場合は、戸籍抄本に代わり、外国の官憲の発行する婚姻要件具備証明書等及び当該書類に係る日本語の翻訳文の提出を求めるものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするために、宣誓書を提出する際に、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

- (1) 運転免許証、旅券、個人番号カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、本人の顔写真が表示されたもの
- (2) 前号に掲げるものに準ずるものとして市長が認める書類

3 宣誓書は、職員の面前において、宣誓しようとする者の双方がそろって自ら記入しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆によることができる。

（通称名の使用）

第5条 パートナースhip・ファミリーシッpの宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの。以下同じ。）に代えて当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く使用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する者は、宣誓書を提出する際に、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を提示しなければならない。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）、パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領カード（様式第3号。以下「カード」という。）及び当該宣誓書の写しを交付するものとする。

2 前条第1項の規定により通称名を使用しているときは、当該通称名及び戸籍に記載された氏名を受領証及びカード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

（受領証等の再交付）

第7条 受領証等の交付を受けた宣誓者から、当該受領証等を紛失、汚損等を理由にパートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）の提出があった場合には、受領証等を再交付するものとする。

（宣誓書記載事項等の変更）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書記載事項変更届出書（様式第5号。以下「記載事項変更届」という。）に当該変更内容がわかる書類を添付し、届け出なければならない。

- （1） 宣誓者又はファミリーシッp対象者に氏名又は通称名に変更があったとき。
- （2） 宣誓者が市内で転居したとき。
- （3） ファミリーシッp対象者の記載を追加するとき。
- （4） ファミリーシッp対象者の全部又は一部と、ファミリーシッpを解消するとき。
- （5） ファミリーシッp対象者が死亡したとき。

2 市長は、前項の理由による記載事項変更届の提出を受けた場合は、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）に交付を受けた受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。
- (4) 第3条に掲げる宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(宣誓に関する申立)

第10条 宣誓書に氏名を記載されたファミリーシップ対象者は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）を提出することにより、受領証等から当該氏名を削除するよう申立てすることができる。ただし、未成年の子は満15歳に達した日以降に申立てすることができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、当該ファミリーシップ対象者の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前項の規定により無効となった宣誓に係る宣誓者は、受領証等を返還しなければならない。

(他の自治体との連携を図る場合の取扱い)

第12条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（以下「連携自治体」という。）において、受領証等に類する書類（以下「類似書類等」という。）の交付を受けている者が、本市に転入後も引き続きパートナーシップ・ファミリー

ーシップの関係を継続するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第8号。以下「申告書」という。）に連携自治体が交付した類似書類等及び住所地の変更を証する書面を添えて市長に提出することにより、第6条に定める受領証等の交付を受けることができる。ただし、当該者が第3条各号に掲げる事項のいずれかを満たさない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申告書の提出があった場合は、遅滞なく転入前の連携自治体に通知するものとする。

3 宣誓者が本市から連携自治体へ転出し、連携自治体に継続申告に係る書類として本市が交付した受領書等を提出した場合は、第9条の規定にかかわらず、受領書等が返還されたものとみなす。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。